

自 平成 22 年 4 月 1 日

至 平成 23 年 3 月 31 日

平成 22 年度事業計画書

本協会は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的としている。

改正貸金業法第 4 条施行（完全施行）により、貸金業界はもとより資金需要者等にとって極めて大きな影響が予想される。

このような状況を踏まえ、平成 22 年度は法の完全施行が円滑に行われるための、各種取り組みや資金需要者等への知識の普及及び啓発等に重点を置き、次の業務を行うこととする。

1 協会員等に対する法令、諸規則等の遵守の徹底

- (1) 協会員並びに従業員が遵守すべき社内規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は定款、業務規程その他の規則に違反する行為を防止し、協会員の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な運営に資するとともに、資金需要者等の信頼確保に努める。
- (2) 協会員の法令等違反事案の適正な措置と再発防止態勢整備の指導に努める。

2 諸規則の整備・指導

- (1) 改正貸金業法第 4 条施行に伴う自主規制基本規則及び諸規則等の改定を行う。
- (2) 改正貸金業法第 4 条施行後における協会員のコンプライアンス体制の実態を検証し、それに対応した態勢整備の指導に努める。

3 苦情処理及び相談対応

- (1) 資金需要者等からの苦情の解決及び借入・返済に関する助言等を更に推進するため、協会指定の相談機関等と一層の連携強化を図ることにより、資金需要者等への苦情・相談機会の拡充を目指す。
- (2) 金融ADR制度に基づく指定紛争解決機関（金融ADR）を設置し、協会員等における紛争解決等業務を実施する体制を整備する。

4 監査の実施

協会員に対して法令、諸規則等の遵守状況、内部管理態勢等全般について重点事項を定め、定期的な一般監査を実施する。

「実地監査」は改正貸金業法第 4 条施行後においては、法令等遵守の更なる徹底を図ることを目的とし、年度を通じ 50 社程度実施する。

「書類監査」について改正貸金業法第 4 条施行に伴う全ての項目への態勢整備状況等を点検することを目的とし、下期に全協会員に対し実施する。

また、「特別監査」は年度を通じて機動的に実施する。

5 積極的なディスクロージャー・広報の実施

- (1) 協会活動全般についてニュースリリース・協会ホームページ掲載等によるタイムリーな情報発信と適切な取材対応に努める。
- (2) 行政機関・関係諸団体との公聴活動等の強化・充実を図り、ディスクロージャーを積極的、かつ幅広く展開し業界全体の社会的評価、信任の向上に努める。
- (3) 協会員に対して協会の活動内容や、業法・業界関連情報、業務情報等を発信し、協会員の一体感を醸成していくとともに、業務の適正化・業界の健全化に寄与する。

6 資金需要者等への貸金業に関する知識の普及及び啓発

- (1) 改正貸金業法第 4 条施行により資金需要者等への影響が想定される事項等の啓発活動に重点的に取組むとともに、ヤミ金融との接触防止等に関する注意喚起、協会の役割等の認知促進等を通じて、資金需要者等の利益の保護を図る。
- (2) 協会ホームページ・配布ツールの活用、新聞・雑誌等への広告出稿、金銭教育活動（講師派遣・出前講座）の積極的な取組みを行い、貸金業に係る金融知識等の普及及び啓発を図る。

7 貸金業の現状等に係る調査研究の実施

貸金業の国民経済に果たす役割を踏まえ、貸金業界の現状及び動向等について、適時適切に調査及び研究を実施する。

特に、改正貸金業法第 4 条施行により生じる、様々な影響の実態及び動向等に関する調査研究活動を行い、必要な対応等について検討を行う。

8 研修の実施及び教材の制作

- (1) 研修会等を全国主要都市で開催し、改正貸金業法第 4 条施行の内容について周知を図る。
- (2) 協会員等の改正法令の理解促進を図るため、新たな教材等を制作する。

9 貸金業務取扱主任者資格に係る業務の実施

- (1) 平成 22 年度貸金業務取扱主任者資格試験を実施するとともに、主任者登録に関する受託事務を適正かつ確実に実施する。
- (2) 登録講習機関の登録申請及び講習実施の準備を行い、認可後、平成 22 年度登録講習を実施する。

10 個人情報の保護の徹底

個人情報保護法第 37 条に基づく認定個人情報保護団体として協会員に対し、個人データの安全管理に十分配慮した適切な組織及び環境整備の周知徹底を図り、個人情報の保護に関する規則等の遵守並びにコンプライアンスの維持向上の指導に努める。

11 反社会的勢力による被害の防止

貸金市場における反社会的勢力等の排除に向けての対策、情報の集約・共有化等の充実を図り、被害の防止に努める。

12 財務局及び都道府県行政への協力

貸金業法第 41 条の 8 の規定に基づき、貸金業の登録の申請、更新及び変更等、貸金業者に法令上求められている書類の受付事務について、財務局及び各都道府県に協力し円滑な処理を図る。

13 事務局体制の整備・充実

協会の目的達成に向け、本部・支部の緊密な連携の下、改正貸金業法第 4 条施行を踏まえた事務局体制、組織運営の一層の整備・充実を図る。

14 関係機関との連携強化

引き続き、行政並びに指定信用情報機関、日本クレジットカウンセリング協会、各地消費者センター等、関係諸機関との一層の関係強化に努める。